

令和4年度第2回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時 令和5年2月15日（水）14時00分～15時15分
場 所 多治見市役所駅北庁舎 4階第2・3会議室
出席委員 石田浩司委員、市橋栄子委員、井奈波文治委員、蒲悦子委員、倉橋誠委員、
近藤泰三委員、玉置真一委員、竹内恒夫委員、棚垣恵美子委員、樋崎恵子委員、
中島伸広委員、名知清仁委員、夏目交授委員、若尾敏之委員（あいうえお順）
欠席委員 今井裕一委員、柴田ひとみ委員
事 務 局 澤田誠代市民健康部長、小川健二保険年金課長、
佐久間貴代給付グループリーダー、市岡孝臣年金国保グループリーダー、
水野健司総括主査、水野靖子総括主査

14時00分開会

事 務 局	ただいまから、令和4年度 第2回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。
	はじめに、市民健康部長からのご挨拶をさせていただきます。
部 長	（挨拶）
事 務 局	本日の出席数は、定数16人中、14人のご出席をいただいております。従って、「多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第8条（出席1／2以上）」により、この会議が成立したことを報告いたします。
	次に、本日会議に出席しております事務局職員を紹介します。
	（事務局員 紹介）
	続きまして、市民健康部長より石田会長に諮問をさせていただきます。
部 長	（諮問書を読み上げ、会長に渡す。）
事 務 局	これより議事に入りますので、これからの進行を議長に交代します。議長よろしく願いいたします。
会 長	審議に入ります前に、本会議につきまして、「多治見市情報公開条例第23条」の規定により、公開の対象とすることとします。傍聴人に関しては、事務局より「ない」旨を確認しています。
	本日の議事録署名者に、棚垣恵美子委員及び中島伸広委員を指名します。よろしく願いします。
	それでは、これより諮問された議題に入ります。「議第1号 多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」事務局から説明を願います。
事 務 局	（議案1について説明）
会 長	ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。

委 員	(出産育児一時金の支給について) 条例では「488,000 円」と「加算額」が分けて書かれているが、総額の「50 万円」とした方がわかりやすいのではないか。 また、「世帯主に対し」支払うとなっているが、本人に対して支払う方がよいのではないか。
事 務 局	加算額は、産科医療制度に加入している医療機関が対象である。近隣に未加入の医療機関は見当たらないが、里帰り出産で未加入の医療機関で出産する可能性がある。以前多治見市は総額で記載していたが、県で記載を統一する必要性から、別記載としている経緯がある。 また、国民健康保険法では、保険料の納付義務は世帯主にあり給付についても世帯主に給付することになっている。このことは、世帯主が国保加入者ではないいわゆる擬制世帯主であっても同じである。
会 長	ほかにご質問ご意見ないようですので、本案については了承したいと思います が、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
会 長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。 次に、議第 2 号「令和 5 年度多治見市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事 務 局	(議案 2 について説明)
会 長	ただ今の説明について、質疑、意見はありませんか。
委 員	当該年度に保険給付費が予算を上回っても、国保会計の制度上県の負担金でカバーされるが、上回った額は次年度以降の県納付金に増額されてくるのか。 そのとおりである。 では、県納付金が増額されると、次年度以降の保険料が増額となるのか。
事 務 局	給付費の増加が著しい場合は別途国等からの公費の財政支援が必要となる。保険料が増加しないよう、無駄な医療費を減らすよう働きかけを行う。
委 員	保険料の増加を抑制するためにも、私たち被保険者一人ひとりが、医療通知書の確認、重複受診をしないよう、薬の廃棄をしないようにする。医療費を無駄にしているという訳ですね。
事 務 局	そのとおりである。
会 長	標準システムの導入は令和 4 年度で終了したということか。
事 務 局	そのとおりである。そのため予算上は無くなったということである。
委 員	インフルエンザ流行の兆しがある。また流行りだした場合、医療費が増加し、余剰金が少なくなっていくのではないか。
事 務 局	余剰金は 8 億円ある。爆発的に増加しない限り、余剰金がなくなることはない。
会 長	ほかにご質問ご意見ないようですので、本案については了承したいと思います が、ご異議ございませんか。

委 員	異議なし。
会 長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。
会 長	議事は以上ですが、次に報告事項として「特定検診及び特定保健指導」について事務局より説明してください。
事 務 局	(保健事業に関する報告について、資料に基づき説明。)
会 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。
委 員	脳ドックの費用補助について、要指導となった方は何名か。また病名などを把握しているか。
事 務 局	精密検査を必要とする方は1割程度。病名まではわからない。再検査を受けているかなど、追跡はしていないが、できるところまでは行いたい。
委 員	特定健診について、女性の受診率が高いと感じた。社会保険は被扶養者の受診率は30%っていない。未受診者に対して何か工夫していることはあるか。また、受診は医療機関の個別や集団検診など、形態はどのようなか。
事 務 局	勧奨はがきの作成を委託した。過去5年の状況を分析し、内容を男女・受診傾向で変えて発送。原則は6月から10月までの医療機関での個別健診だが集団検診を1月の1か月間、併用して対応。
委 員	特定健診の期限が過ぎてしまったので受診をやめてしまった被保険者の話を聞いた。期間を長くするのはどうか。
事 務 局	インフルエンザワクチンの接種開始時期と重複するため現状は難しいが、医師会と検討していきたい。
会 長	以上で、提案された議事及び報告等は、全て終了しました。 本協議会は、今回の諮問にあたり、本日の審議に基づき賛成する旨、答申を行うものとしします。 これをもちまして、本協議会を閉会します。

15 時 15 分閉会

令和5年2月15日

議事録署名者 委員 ⑨

委員 ⑨